

## 多度津町農業委員会議事録

令和6年7月19日午前8時58分より午前10時00分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- |       |  |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について                       |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                                   |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                                   |
| 議案第4号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について              |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について |
| 議案第6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づく契約解除について                   |
| 報告    | その他  |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	大	西	和	芳
職務代理者（2番）	三	野	敏	彦
職務代理者（3番）	土	田	敏	雄
4番委員	西	山	正	美
5番委員	矢	野	和	幸
6番委員	池	田	一	普
7番委員	細	川	清	二
8番委員	山	地		文
9番委員	池	内	利	行
10番委員	河	井	弘	司
11番委員	秋	山	義	充
12番委員	伊	達	和	博
13番委員	宮	武	良	充
14番委員	横	關	幹	夫

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	北	岡	康	民
2番委員	大	谷	泰	則
3番委員	眞	鍋	憲	明
4番委員	篠	原	壽	雄
5番委員	眞	鍋	昌	造
6番委員	島	田	和	博
7番委員	高	島	和	秋
8番委員	村	井	文	数

農業委員会事務局職員

事務局長	海田	康弘
農地係長	亀井	康
主事	炭井	眸

## 審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

ちょっと少し時間早いですけど、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、本日は農業委員14名中14名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会長

ありがとうございました。

それでは、早速ですけれども進めてまいりたいと思います。

最初に、いつもどおり本日の署名委員さんを私のほうから指名させていただきますと思います。

10番の河井委員さん、11番の秋山委員さん、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

続きまして、昨日の小委員会の報告ですけれども、もう過去から恒例といいますか、ご存じのとおり、全員で報告というようなことで従来からやっております。先月、農業委員さんの14番の横關委員さんまで終わりましたので、今月から推進委員さんのほうから小委員会の報告を一回り方お願ひすることになります。したがって、本日については昨日の報告を篠原委員さんのほうからよろしくお願ひをいたしたいと思います。

篠原委員

昨日の小委員会の報告をいたします。

現場確認ということで、第2号議案1か所、第3号議案3か所、第4号議案1か所の合計5か所を確認してまいりました。そのうち第3号議案の3番、場所のほうが奥白方の大片山、こちらになるんです

が、地目のほうが一応畑となっておりますが、現場のほうはちょっと斜面があり、段差もあり、竹等森林地帯、地目で言えば雑種地になりますかね。そういう状況で、現場確認のほうが十分できなかつたのが現状です。そのほかの4か所については、田でフラットであったので、確認のほうは十分できました。

事務所に帰り、その他の議案について協議いたしました。特段変わったことはありませんでした。先ほど、会長のほうからも座談会の話がございまして、この座談会というのは私も最初でどういった状況かよく分からなかつたのですが、現状と10年後、長い目で見て田んぼがどのようになっていくかということで、早う言うたら地図に色分けをしたいということで、皆さん気軽にお越しになって、いろいろ話し合いをしてくださいとのことです。

昨日の報告は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告いただきましたけど、これについての何かご意見、ご質問ありましたらお受けいたしたいと思います。

特にございませんか。

(なし の声あり)

それでは、早速議案のほうの審議を行いたいと思います。

最初に、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号34番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号4番、5番、6番、7番、8番、9番のうち、山階2198番1、2200番1、2201番1と番号10番については、6月1日の始期でとしなか技農への貸借契約をしております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしく願います。

特にございませんか。

どうぞ。

6 番委員 解約成立年月日で、農地の引渡し日が守れない場合は、これどうなるんですかね。

議長 私の感覚で言うたら、守れんというか、解約に当然基本的には元に戻して、例えば耕うんしてきれいにして次に渡すというのが基本であって、引き続き契約を結ぶわけやけに、前任の耕作者が期限を越えてしよったら、言うたら不法やけに、駄目ですわね。

6 番委員 いや、後任はいないんですよ。後を引き継ぐ人間がない。

議長 解約した場合は、所有者が管理していくようになるわな。

6 番委員 そうそう。やけども、元へ復帰できない。してくれてない。

議長 それは、最初に農地機構との契約の段階で、返す場合はその文面の中にあるけん。

6 番委員 いや、文面入ってますよ。

議長 入っとるな。原状復帰して返さな駄目ですよと。ですから、契約として相対で結んどるわけやけに、その契約どおりなことをせんかったら。

6 番委員 ずっと引き伸ばす。

議長 引き伸ばすというか、もう既に期限済んどったら。

6 番委員 済んでます。

議長 重ねて言わないかんし、期限前やったらちゃんとして返せよという話になるし。いわゆる約束、契約ですんで、そのとおりのことをさせないかんという話ですわね。機構のほうから話を持っていかないかんという、と私は理解しとんやけど。今、事務局のほうであれやったら、次回のときにきちっとした機構なりと話をして、もし私が今言うたことが違うんなら訂正していただきたいし。

ほかの委員さんでどない思いますか。契約上結んどんやきに、契約どおりやってもらわないかんというんか、あくまで。

推5 番委員 原則はそうなるわな。

議長 そうじゃわな。

4 番委員 どの程度まで戻すわけですか。

議長 それぞれ経験、皆さんあると思うけど、結局何か耕作しとったわけやけに、いわゆる借りたときの状況。普通は、貸すときと同じような更地というような状態で貸すわけやろうと思うんで。

4 番委員 草が生えとる場合もありますよね。

議長 それは、そのときの相対でね。私の経験上、うち草が生えとんやけど、それも草を除去というか、耕うんしてもろて構んやろうかなとい

う相対で話し合いをするわけやけに、それまでに、そこまで契約書に入  
つとるか。入つとりゃ、もちろん契約書どおりにせないかんのやけど  
も。

- 4 番委員 機構と交わしてるから、あくまでも借りてる人。
- 議長 そうそう、ほなきん今の借るときの話でなしに、最初の●●委員さ  
んの話で言うたら、機構と何遍も言うけども。
- 4 番委員 あくまで機構に言うわけですか。
- 議長 そうです。
- 4 番委員 まあでも、機構に言ったら。
- 議長 機構が、言うたら所有者から機構が出し手ってみたいな格好になる  
わな。機構が管理しよるわけやきに。
- 4 番委員 それで、機構にちゃんと。
- 議長 そうそう、ほなけんちゃんと契約どおりしてくれよという話をして  
もらうことになる、私は思うとるんやけども。
- 5 番委員 何か、機構がその次の契約との間が長引いた場合に草が生えとつた  
ら、何か機構がお金出して作業委託みたいな格好で草刈りの費用は出  
しますとかというふうなことを言いよったな。
- 6 番委員 いや、それ出さん。機構と契約してるでしょう。その契約が双方が  
納得して判こ押した以上、その時点で農地中間管理機構が消える。そ  
の草の管理義務。
- 5 番委員 契約が切れるやろ。切れて、次の契約する期間があって、その間に  
草が伸びた場合には……
- 6 番委員 それはだからまだ。
- 5 番委員 機構が金出すけに、そら解約も。
- 6 番委員 納得しとるかしてないか、印鑑押しとる。
- 事務局 お互いが合意解約して、地主さんのところに行って、地主さんのと  
ころに返しますってなったら、多分機構さんは管理をもうしません。  
今回やったら、まだ5月31日までにちゃんと返しますということの  
なってますので、それはちょっと機構さんのほうから指導してくださ  
いよというお話はするんですけども、●●委員さんがおっしゃって  
るのが、一旦所有権。
- 5 番委員 期間が切れてしもうとる。
- 事務局 耕作者さんから返されて、次の耕作者さんを機構さんが見つけると  
いう場合。合意解約が所有者の間でできず、機構預かりになったとき  
に、その間は機構さんが持つようになるんで管理をしますよという。

議長 今の回答でよろしいですか。  
ほかに何か。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては、いつもどおり報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、譲渡し理由は農業廃止、譲受け理由は経営規模の拡大です。

以上、1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま議案第2号の説明をいただきましたけども、これについての何かご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にご意見等ないようですので、それでは議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議がないということで、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号をご覧ください。

【議案第3号番号1番から番号3番について、議案書を基に朗読】

以上、今回申請のありました3件の転用申請につきましては、周辺が既に宅地化、山林化しており、集団農地を分断するものではないこ

と。また、被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第3号の説明をいただきましたけども、これについてのご意見、ご質問ありましたらよろしく申し上げます。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用積計画の決定についてを議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

**【議案第4号番号1番から番号3番について、議案書を基に朗読】**

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、7月23日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今、議案第4号の説明をいただきましたけども、これについてのご意見、ご質問ありましたらよろしく申し上げます。

これも特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議がないということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決

定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号をご覧ください。

【議案第5号番号1番から番号2番について、議案書を基に朗読】  
以上です。

議長

ただいまの議案第5号の説明に対して、何かご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にご意見がないというふうなことです。意見の決定についてということになりますので、特段意見がなかったということで処理いたしたいと思います。

続きまして、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づく契約解除についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号をご覧ください。

【議案第6号番号1番について、議案書を基に朗読】  
以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第6号の説明をいただきましたけども、これについての何かご意見等ありましたらお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、先ほど事務局のほうから回答の内容の説明がありましたとおり、そういった回答をさせていただくようなことを承認いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議案のほうは以上になります。

続きまして、その他の報告等々について事務局より説明をお願いします。

事務局長

事務局より5点ご報告させていただきます。

1点目は相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は県への改善意見報告について、4点目は農地転用集計表について、5点目は座談会の開催についてです。

初めに1点目、相続届について報告をお願いします。

事務局

今月は、相続届が3件提出されております。

書類については、個人情報との関係から、小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付資料をお持ちの委員さんは、お取扱いに十分ご注意ください。もし不要であれば、事務局にお返してください。

以上です。

事務局長 続きまして2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局 A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、7月26日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長 続きまして3点目、県への改善意見の報告について報告をお願いします。

事務局 令和7年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見、県提出への要望についてと書かれた紙をご覧ください。

先月ご提出いただいた改善意見を集約し、香川県農業会議へ提出いたしました。県からの回答があり次第、委員の皆様にご報告いたします。

以上です。

事務局長 4点目、農地転用集計表について報告をお願いします。

事務局 令和6年度農地転用仮集計表をご覧ください。

お手元にお配りしております令和6年度農地転用処理集計表と令和6年7月受付事案集計表をご覧ください。

今月の農地転用受付件数は、農地法第4条申請がゼロ件、農地法第5条申請が3件、合計面積1,599平米です。内訳は、第2種農地が合計3件、うち地目田が2件、面積1,510平米、地目畑が2件、面積が89平米となっております。

令和6年度4月受付分までの農地法第4条、第5条の合計といたしまして、農地法第4条申請が0件、農地法第5条申請が合計7件、合計面積が5,663平米となっております。内訳といたしまして、第2種農地の合計が5件、うち地目田が4件、面積が2,682平米、地目畑が1件、面積89平米、第3種農地といたしまして2件、地目田、面積が2,981平米となっております。

事務局長  
事務局

以上です。

5点目、座談会の開催について報告をお願いします。

座談会の開催についてでございます。

地域計画策定に向けた座談会につきまして、委員の皆様をはじめ、関係機関、認定農業者などの核となる担い手及び地域における多様な農業者としてお配りしている別添リストに記載されている方々へ座談会の案内を送付いたしました。

また、当計画は、幅広い農業者が対象となるため、町ホームページにて座談会開催についての記事を掲載し、参加を呼びかけております。

座談会の開催は、地域計画区域に合わせて豊原地区、四箇地区、白方地区と大きく3地区に分けさせていただきました。

座談会では、農業委員さん、推進委員さんの皆様には、その地域の話合いの場の取りまとめ役として座談会を仕切っていただければと考えております。

当日の座談会の流れといたしましては、営農地域ごとにお配りしております資料、座談会レイアウトどおりに分かれていただき、町より地域計画の内容や地図、その後の作業について説明を聞いていただいた後に、各地域での話合いを進めていただきたいと思いますと考えております。

座談会では、机の上に各地区の現況地図、付箋、マジック、ペンなどを用意しております。現況地図は、農地台帳の情報と昨年度実施しました農地利用の意向調査を基に、青色と赤色で着色された農地と何も着色していない農地があります。こちらの前面の大きい地図になるんですけど、こちらを机の上に配置させていただこうと思います。地区ごとに。

青色で着色している農地は、誰かに貸したいという意向はあるが、現在貸借が行われていない農地です。赤色で着色しております農地は、自作または現在貸借契約が結ばれている農地です。

地域計画において作成することが義務づけられている目標地図は、座談会での意見を基に事務局で素案を作り、町に提出することとなっておりますが、皆様ご承知のとおり、今年度の地域計画策定までに完全に完成させる必要はなく、来年度以降、地域計画策定後も地域での話合いを重ね、修正しながら地図の完成度を高めていくものとなっております。

そこで、今回の座談会においては、現況地図中の赤色着色がされて

いる農地のうち、認定農業者などの核となる担い手及び農業を担う者としての位置づけを希望する者、つまり補助金の対象となる耕作者が耕作する農地については、各個人の色づけ、自作地につきましては、10年後も継続して耕作していく意向がある農地については、統一色での色づけを行い、意向調査未回答で現在貸借のない農地や10年後耕作の意向がない農地については、無着色としたいと考えております。

また、赤色着色農地のうち、個別の着色をしている農地以外で貸借契約がされている農地につきましては、統一色で色づけを行い、現況地図の青色着色の農地につきましては検討中とし、白色着色にしたいと考えております。

理由といたしましては、意向調査を反映した目標地図とするため、また意向調査や未回答である個人が自作している農地に着色しても、補助金などの優遇措置等がなく、農地転用の際に地域計画からの除外が必要になるなどの規制のみが強くなるためでございます。

以上のことを踏まえ、座談会で話し合っていたいただきたい内容といたしまして、現況地図の青色着色、または何も着色されていない農地などで貸借できそうな農地の洗い出し、もしその場で耕作者が見つかりそうな場合は、その方の名前を地図上に記入するなどをお願いできればと思います。

また、耕作者不足などにより営農は困難であるが、粗放的管理だけでも実施できる守るべき農地や平野などについても地図上に記載をお願いできればと思います。

また、地域においては農業を継続していく中で課題や問題点が多くあると思われますので、その課題などを取り上げていただき、付箋に書き留めていただければと思います。

地域計画は、多度津町の今後の農業発展、また次世代につなぐ農地を守るために必要な計画であります。委員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、出席いただく座談会につきましては、最適化活動の2、担い手への農地の集積、集約化の②話合い活動への参加のアのコーディネーターに該当しますので、活動記録簿のご記入のご提出をお願いできればと思います。

以上です。

事務局長

その他報告は以上になります。

こちらのA4横の2枚をつけさせていただいております。こちらのほうが、大まかな座談会の進め方ということで何点か書かせていただいております。この四角で現況地図の色分けと書かせていただいておりますのが、こちら今前に貼らせていただいている地図になります。青色着色、赤色着色、無着色となっており、青色が誰かに貸したい及び意向があるが、現在貸借計画が結ばれていない農地になります。赤色着色が自作地、または現在貸借がされている農地となっております。無着色につきましては、意向調査の回答がなく、貸借が結ばれていない農地となっております。こちらの大まかにまとめた地図を座談会のほうで使用していただいて、最終の目標地図として多度津町のほうに提出させていただく地図は、これに対して認定農業者や核となる担い手の位置づけを希望する方は、その個人さんの色を分けてくださいということなんで、赤色の部分で核となる担い手さんや農業を担う方で希望される方の色づけを分けていこうかなと思ってます。

あと、10年後、自作でも自分が10年後農地として農地をやっていきますよというのは意向調査で意向が取れていることになりますので、そちらのほうと個別の貸借、利用権設定で成約をされている農地につきましては、同一色、同じ色で着色していけたらなと考えております。

その2枚目をめくっていただきますと、今回の座談会で委員の皆様に取りまとめ等をお願いできればという話をさせていただいたんですけど、どういう取りまとめをしたらいいのかっていうのが、まず一つ問題になってくるかと思えますので、こういうことをというのを書かせていただいております。座談会で話し合っていたきたい内容といたしまして、こちらの現況地図を一応作らせていただいているんですけど、多分作った当初から変わっていると思いますので、多少違いがあると思われまますので、こちらの現況地図が本当に現状と合っているのかどうかというのを、一つ確認していただければと思います。

2点目といたしまして、こちらの青色の農地を貸したいんですけどいう農地なんですけど、こちらについては貸したいけど、今貸借がなされてなくて、耕作はされてるかもしれないんですけど、今後貸したいという農地になりますので、こちらのほう誰か担い手さん、また個人さんでも構いませんので、ちょっと広げたいなという人がおられましたら、そちらの方の集約、名前をご記入いただけたらと思います。

あと、営農は困難であるけども、粗放的管理だけやったらちょっと

難しいとは思いますが地元でもやっていこうか、花だけでも植えて  
いってる田んぼ、畑等があるのであれば、そういう地域をこういう区  
域としてまとめるかどうか分かりませんが、そういうところがあれば、  
こんなところどうかなっていうのを地域の中で挙げていただければ  
と思います。

あとは、もう単純に地域の中で、農業を続けていく中で課題や問題  
点、区画整理が進めば一番いいんでしょうけど、なかなか予算的なも  
のありまして、難しいところもあろうかと思うんですが、そういう  
問題点を挙げていただければと考えております。

以上です。

議長 以上、報告案件につきましては5点ほどさせていただきましたけど  
も、これについて何かご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

最後のこの座談会についても、いろいろ質問があろうかと思ひます  
がだからからでも結構ですので。

推1番委員 この座談会の進め方という資料ですけど、これは当日出席者の方に  
全部配られるんですか、そのようになってるんですか。進め方という  
のを何か資料として配らんかったら、皆さん出席したって分からない  
と思うんですけど。

事務局 皆さんにというたらなかなかちょっとあれなんで、机のほうに何枚  
か置かせていただこうと思ひます。

推1番委員 進め方というのを、資料を置いとってくれたら。

4番委員 進めるんじゃないの、来て。

事務局 最初に説明はさせていただこうと考えております。全体で今日はこ  
んなことをしてくださいねというので、皆さんにご説明をさせていただ  
いて、ちょっと話だけでは。

推1番委員 この資料を各自配ったらよう分かると思うんですけどね。

以上です。

議長 ほかに何か。

(なし の声あり)

ほかにないようですから、私のほうからちょっと確認だけ。

先ほどの中で、各地区ごとに豊原、四箇、白方の各地区の座談会の中  
で、その中の各地域ごとの机というのを配置しとると思うんだけど、  
この机、例えば白方地区やったら4地区の地域に分かれて、当然先  
ほど言うたような進め方で農業委員、推進委員のほうが進めていく  
というふうなことになつとるんですけども、はっきり言うて、私ども

含めて十分内容が頭に入っていない。いろいろありますんで、当然来てはくれるんやけども、多度津町の田窪さんが担当なんやけど、田窪さんだけ来るんか、事務局は3人とも来るんか、はたまた普及センター、JA、土地改良、それぞれの職員は各会場に何人くるか私も分からんやけども来る。特に、詳細の内容は知つとる田窪さんなり事務局の人、普及センターの職員がそれ以上に把握しとると思うんで、そこらあたりがどんだけ、JAの営農部のほうも営農センターの組合も十分把握しとると思うんやけども、いわゆる把握、頭に入つとる人が、それぞれの地域の机のところ最低1人は農業委員、推進委員とともにアドバイスをしてくれるような格好で配置を、もし考えてないんやったらそういう配置を考えてほしい。

事務局 今、一応こちらで把握しているのが、町の農林水産係と事務局、合わせて5名は毎日、この座談会に毎回来るようになっていて、普及センターさんのほうから、2名は3回とも同じ方が来られます。白方地区のときに鳥獣の担当の方が1人来られます。鳥獣被害の、その方が1人来られて白方地区3人。四箇と豊原に関しても3名来られて、そこは鳥獣の担当の方ではなくって、いろんな別の市町村の座談会に参加されている方が四箇と豊原のほうにも来ていただいて、なので3回とも普及センターさんからも3人ずつ来ていただくような形になってます。

議長 私個人の先ほどの希望なんですけども、ずっとこの配置図のところへ座って、呼ばれたら行くんでなしに、できればもう知識がある人が一緒に最初からおってほしいなという。その中で、農業委員、推進委員の方が司会的なことで進めていかないかんということになつとんで。

事務局 横からアドバイスじゃないですけど、こういう考え方というか、そういうのもできますよねという補助ではないですが監督的な意味で横にちょっと一緒につけるようにはします。

議長 お願いします。

ほかにないですか。

昨日の小委員会でもある程度4人、5人ぐらいで相談というか、意見が出たんですけども、はっきり言って全員が初めてなんで、極論を言うたら従来から言うて素案の素案でもという。最終的に出して、それと毎年更新をしていって、さっき説明のあったように現実的なものを仕上げていくと。今回だけで一遍に済まなかったらできるとは私

も、誰も思っていないと思うんで、いずれにしても話合いの内容を最低限そこをすり合わせるというか、今現状がこうなってる分を色分けして地図に落とす。その前に、先ほどもこれは繰り返しになりますけど、今これに入るとんが正確にできとるかどうかというところもあるんで、まず間違うところを間違い探しをして、今現状の状況がどうなるとんを色分けする。その辺まではできるかなというような話を、昨日出ておりました。私もそうですけど、不安もそれぞれあるかと思いますが、出たとこ勝負でやらなしょうがないと思いますんでお願いします。

特にほかにはないですか。

(なし の声あり)

今日のところはないようなんですけども、先ほど繰り返し言いますが、いろいろ不安なところ、これはどうなるんやという話ももちろんあるかと思いますが。それは、もう先ほど言ったような体制をしてもらうというようなところ前提で、当日アドバイスをしてくれるような方、聞いていただきながら進めていただけたらと思いますんで、よろしくをお願いします。

それでは、ほかにはないので、最後に来月の予定をお願いします。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

8月の小委員会は、19日月曜日の午前9時から2階大会議室で行います。当番委員は5番矢野委員、推進委員は5番眞鍋昌造委員にお願いしたいと思います。

定例会は、20日火曜日の午前9時から2階大会議室で行います。署名委員は12番伊達委員、13番宮武委員、14番横關委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

これで本日予定しておりました全て終わったわけなんですけども、全体にわたりまして何かありましたら最後お伺いしたいと思います。

(なし の声あり)

ないので、それではこれで7月の定例会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。お疲れさまでした。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長 .....

署名委員 .....

署名委員 .....

事務局長 .....

書 記 .....

書 記 .....